

## 愛知県高潮対策検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「愛知県高潮対策検討委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 高潮に対する住民の避難体制の充実・強化を図るため、平成27年に水防法が改正されたことを受け、愛知県沿岸部において「水位周知海岸の指定」、「高潮特別警戒水位の設定」、「高潮浸水想定区域の指定」を行うために学識者及び関係者から意見聴取する「愛知県高潮対策検討委員会」を設置する。

(委員会)

第3条 委員会は、別表1に定める委員で構成し、愛知県知事が委嘱する。

2. 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとし、延長を妨げない。
3. 委員会には委員長を置くものとする。
4. 委員長は、委員の中から選出し、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
5. 委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立する。
6. 委員会に別表2に定める委員で構成する技術的な検討を行う技術部会を設置する。
7. 技術部会の検討結果は委員会へ報告するものとする。
8. 委員会の事務局は委員会の議事に関する記録を作成、保存する。

(情報公開)

第4条 委員会は原則的に公開とし、その公開方針は別紙『愛知県高潮対策検討委員会の公開等に関する規定』によるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は別表3のとおりとし、委員会に付議すべき事項に係る資料の作成を行う。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が構成員に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、平成29年2月13日から施行する。

別表1（規約第3条第1項）

氏名	所属	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸工学
水谷 法美	名古屋大学 教授	海岸工学
高木 朗義	岐阜大学 教授	防災計画
内田 康史	愛知県防災局防災危機管理課長	防災関係機関
八木 秀樹	愛知県防災局災害対策課長	防災関係機関
加藤 誠司	名古屋市 防災危機管理局 危機管理企画室長	防災関係機関
齋藤 誠一	豊橋市 危機管理統括部長	防災関係機関
齊藤 清勝	半田市 総務部付部長兼防災監	防災関係機関
近藤 芳英	西尾市 危機管理局長	防災関係機関
山口 精宏	弥富市 総務部長	防災関係機関
田中 敬也	愛知県建設部 治水防災対策監	施設管理者 (河川・海岸・港湾管理者)
大野 孝宏	名古屋港管理組合 総務部危機管理監	施設管理者 (海岸・港湾管理者)
松浦 直	国土交通省中部地方整備局 河川部 河川調査官	施設管理者 (河川管理者)
工藤 健一	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港企画官	施設管理者 (国有港湾施設所有者)
内藤 正彦	国土交通省水管理・国土保全局海岸室長	関係行政機関 (海岸所管省庁代表)
村岡 猛	国土交通省港湾局海岸・防災課長	関係行政機関 (港湾所管省庁代表)

別表2（規約第3条第6項）

氏名	所属	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	※準備会のみ
水谷 法美	名古屋大学 教授	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	
鈴木 健之	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 沿岸防災研究室長	

別表3（規約第5条）

所属	備考
愛知県農林水産部農林基盤担当局農地計画課	
愛知県建設部河川課	総括的事務
愛知県建設部港湾課	

## 愛知県高潮対策検討委員会の公開等に関する規定

### 1. 会議の公開

(1) 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

なお、非公開にする内容については、委員に諮り、委員長が決定する。

(2) カメラ撮影等については、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からに限るものとする。

(3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議の審議中に一般傍聴者の発言は、取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問や意見等については、会議後、事務局において対応する。

(4) 会議の開催案内は、愛知県のホームページ（新着情報や広報広聴コーナー）や河川課のホームページ（愛知の河川と海岸 <http://www.pref.aichi.jp/kasen/>）や記者クラブへの情報提供等により行う。

### 2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

(1) 会議資料や議事概要は、愛知県のホームページにおいて掲載する。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

(2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員長による記者会見を行う。

### 3. 会議の傍聴

下記の案内を配布することとする。

【委員会傍聴にあたってのご案内】

1. 会議を傍聴される方は、会場に入室する前に、受付にて「一般傍聴者受付簿」に必要事項（氏名、住所）をご記入下さい。
2. 会場には傍聴席を設けますが、満席となった場合は、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい。
3. 傍聴される方は、会場において次の事項をお守り下さい。お守りいただけない方は、退室して頂くことがあります。
  - ①会場における言論への批判、賛否の表明、拍手などは、ご遠慮下さい。
  - ②会議に対し意見等のある場合、事務局に申し出てください。所定の用紙により意見を述べることができます。いただいた意見は、各委員へ参考資料として配付させていただきます。
  - ③私語や携帯電話での通話は、ご遠慮下さい。
  - ④カメラ撮影等は、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からにしてください。
  - ⑤そのほか、会議の妨げとなるような行為は、ご遠慮下さい。
4. 会議において、議事の非公開が決議された場合、又は委員長が退室を命じた場合は、傍聴できませんので、速やかに退室をお願いします。
5. その他、事務局の案内に従っていただくようお願いいたします